

「琵琶湖の保全再生に向けた琵琶湖活用推進」に伴う 水草刈取り・除去事業の推進及び漂着水草等の適正処理の必要性について

滋賀県固有の自然の恵みである「琵琶湖」を活用した観光、産業等の事業の取り組みを展開する上で、大量繁茂する水草等の除去は必須である。

1. 琵琶湖保全再生に向けた地域の課題

- (1) 水草の表層刈取り及び根こそぎ除去について、より一層の計画的かつ継続的な実施とその財源確保のため、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づく財政的支援に係る国への働きかけ
- (2) 湖辺の県管理地における漂着水草等の適正処理

2. 漂着水草等の状況

今年の前半は、台風や天候等による影響もなく、漂着量は少なかったが、平成29年10月22日の台風21号の強風によって、なぎさ公園や真野浜などに大量漂着し、著しく景観を損ね、周辺の店舗営業や観光事業にも悪影響を及ぼし、現在も、除去処理が継続している状態である。

台風21号によるなぎさ公園（島の関～晴嵐）の水草漂着状況（平成29年10月23日）



琵琶湖文化館近辺



びわ湖ホール近辺

3. 大津市の取り組み

今年度から、水草の繁茂、漂着状況については、定期的に現地調査を行い早期把握に努め、関係機関へ情報提供し、効率的な水草刈取りにつなげている。

市は、ボランティア等により刈取りされた水草についても、処分費等を負担するなどの対応を行っている。

台風21号の影響への対応は、市管理区域のなぎさ公園については、市公園緑地課によって、現在漂着水草の処分作業中である。県管理区域の真野浜についても、地元自治会と市が協議し、湖岸に散在した水草の回収を地元自治会の協力を得て、市の水草予算を活用して11月10日に運搬処理した。